

【意見】に係る措置・対応状況表

監査種別 令和6年度行政監査（令和7年3月6日報告）
 テーマ ふるさと納税業務に係る事務事業等について
 対象部局 全部局

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応 状況の別	内 容
1 市民税課	1 事業推進体制について 地方公共団体に対する寄附が所得税・住民税の所得控除として認められるようになり、さらに、自己負担額の2,000円を除いた全額（限度額あり）が所得税及び住民税から控除されるいわゆる特例控除の適用を経て、ふるさと納税制度は、納税者が希望する自治体への住民税の移転を実現するものとなった。 本市における事業推進体制については、ふるさと納税の制度開始当初、寄附があった後の税控除が主な事務であったことから、住民税の事務を所管する税務部市民税課において当該業務を担当するようになり、そのまま現在に至ったものと思われる。 しかしながら、現在、国民のふるさと納税への関心が高まる中、ふるさと納税の事務は、単なる「住民税の自治体間の移転」から自治体が国民に取組をアピールし、ふるさと納税を呼びかける言わば「自治体間のシティセールス競争」へと変容しており、国もこの自治体間競争が促進されることを求めている。 そのような状況の変化があることから、事業の推進にあたっては、返礼品の選定、企画、広報、税控除、寄附金の有効利用といった各役割の強みを持つ部局間との連携を軸に戦略を立て、オール郡山市で取り組む組織体制を構築すべきと考える。	対応状況 (未完了)	事業推進体制については、どのような推進体制を構築し、当該事業を効率的かつ効果的に推進していくのか検討してまいります。 今後の取組方針等を検討するため、8月1日に関係課との意見交換会を行い、現状と課題等を共有したところであり、引き続き関係課と検討してまいります。 令和7年8月29日対応状況報告 市長

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応 状況の別	内 容
2 市民税課	2 返礼品について 本市においては返礼品の選定にあたり登録制をとっており、「こおりやま応援寄附金（ふるさと納税）返礼品協力事業者募集要項」を定めている。ウェブサイトにて協力事業者を募り、希望する事業者を受付けているが、新規の返礼品や協力事業者の開拓については、主にポータルサイトの中間事業者からの提案によるものとなっている。 寄附を寄せていただく方に対して、いかに魅力的な返礼品を用意するかについては、選ばれる返礼品や寄附者の傾向等の分析が有用と思われるが、返礼品の開拓は本市の潜在的なアピールポイントを掘り起こす機会となり、本市の認知度やブランド力の向上に結びつく可能性があるものと考える。 そのため、返礼品や協力事業者の開拓にあたっては、先に述べた「ふるさと納税を戦略的に取り組む組織体制」の下、農商工、文化、スポーツ、観光の分野に精通する部門の強みを生かし、市内の企業や生産者との協働により寄附者への返礼を「品」に限らず、地域での「体験」、「消費」の拡大に結び付く多面的な構成となるよう努められたい。 また、本市を含む17市町村では、こおりやま連携中枢都市圏を形成しており、人口減少、少子高齢社会の進展を見据え、圏域内の連携を図っていることから、共同で返礼品の開発を行うことも視野に入れ、先進事例に対する調査・研究を進められたい。	対応状況 (未完了)	返礼品については、順次拡充を進めております。本年度においては、トップスポーツチームであるファイヤーボンズ及びエアービーズとの協議をしており、返礼品の調整等を行っております。また、障がい者施設の製品を返礼品とすべく、障がい福祉団体へのふるさと納税制度の説明会を行ったところ です。 今後についても、ふるさと納税の事業推進体制の見直しとともに、本市ならではの魅力ある返礼品の拡充に取り組んでまいります。 また、こおりやま連携中枢都市圏での共同での返礼品の開発については、先進事例も少なく、その効果も不明であることから、慎重に調査研究を進めてまいります。 令和7年8月29日対応状況報告 市長

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応 状況の別	内 容
3 市民税課	3 寄附金の使途（ふるさと納税を財源として実施する事業等）と公表について 寄附金の使途は寄附申込時に寄附者自らが希望する使途を選択できるようになっている。 本市においては、寄附金を選択された使途に対応する基金にそれぞれ積み立てているが、本市のウェブサイトにおいて、寄附金の使途は公表されていなかった。 寄附者の地方行政への関心と参加意識を高める上では、自身の寄附金がどのように使われたかを確認できるよう、ウェブサイトを始めとして各種SNS等の利用により、寄附金の使途を公開するべきであり、また、寄附金が充当された基金が取り崩され、実際の事業に充てられた場合も同様であると考ええる。 なお、市広報紙等により、市民に対して報告することについても、寄附者の本市を応援する想いや、寄附金が充てられて実施した事業についての理解を深めることにもつながると考える。	措置 (完了)	寄附金の使途に関する情報については、令和5年度分を郡山市ウェブサイトで令和7年3月19日に公表いたしました。なお、令和6年度分については、令和7年9月定例会での決算報告後に公表を予定しております。 今後においても、寄附者の地方行政への関心と参加意識を高めるため、ウェブサイトを始めとした各種SNS等を活用して、寄附金の使途を公開する取組を進めてまいります。 また、市広報紙を活用して寄附金の使途や、それによって実施された事業について報告することにより、寄附者の想いを市民にも広げ、寄附金の意義や重要性を共有していきたいと考えています。 令和7年8月29日措置通知 市長